

## 阿見町男女共同参画社会基本条例

### 目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 男女共同参画社会の推進に関する基本的施策(第8条―第12条)

第3章 男女共同参画社会推進会議(第13条―第15条)

第4章 雑則(第16条)

附則

私たちのまち阿見町は、予科練の町として、命の尊さと平和への認識を深め、水と緑の豊かな自然を生かし、人と人とのぬくもりの通い合うコミュニティを創造し、活力ある町づくりを目指しています。

我が国においては、男女が協力し合う社会づくりを目指す男女共同参画社会基本法が平成11年に制定されて、各種の法律や制度は整えられ、女性の社会進出は確実に進みました。

阿見町においては、阿見町第5次総合計画に基づき、町民の意識調査や推進会議からの「提言書」を参考にして、『ともに生き、ともにつくるまち、阿見』を基本理念として男女共同参画社会形成への施策を推進するため、平成17年3月に「阿見町男女共同参画プラン」を策定しました。

この間、町民の意識は着実に向上してきましたが、社会における女性の参画や、仕事と家庭におけるお互いの協力、人としての人権をおびやかすあらゆる暴力の根絶など、さらなる取り組みが必要です。

ここに、豊かで活力ある町づくりを進めるために、男女がそれぞれの考え方や意思を尊重し、ともに支えあい、ともに責任を担い、一人ひとりが個性や能力を最大限に発揮して多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指して、町・町民・事業者が協働して取り組むことを決意し、この条例を定めます。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的・性的・心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (5) 事業者 町内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女が性別によって差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保され、その人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女が性別によって慣習的に固定された役割分担にとらわれることなく、社会の一員として男女がともに働きやすい環境で、自分らしい生き方を選択できるよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は事業所、地域その他の団体における方針等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 職業生活と家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス) 男女がお互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活について、家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活以外の活動に参加できるように配慮されること。
- (5) 国際的視野での協調 男女共同参画社会の推進に向けた取り組みが、国際社会における取り組みと密接な関係を有していること及び地域における国際化の推進にかんがみ、国や県の動向だけでなく広く国際社会の動向に留意すること。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「参画推進施策」という。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、男女共同参画社会の理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、主体的に取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、男女共同参画社会に対する理解を深めるとともに、事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり男女が職業生活と家庭生活における活動を両立できるよう就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、生活のあらゆる場においてセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

## 第 2 章 男女共同参画社会の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第 8 条 町長は、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の推進を図るため、男女共同参画推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、基本計画が策定され、又は変更されたときは、これを公表しなければならない。

(実施状況の公表)

第 9 条 町長は、参画推進施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(町民及び事業者に対する支援)

第 10 条 町は、町民及び事業者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供及び総合的な拠点施設の整備を図るものとする。

(苦情等の処理)

第 11 条 町民及び事業者は、男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見について、町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による事項の申し出があったときは、関係機関と連携し適切に対処するものとする。

(町における積極的改善措置)

第 12 条 町は、男女共同参画社会推進のため、町の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たり、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡を図るよう努めるものとする。

## 第 3 章 男女共同参画社会推進会議

(設置)

第 13 条 男女共同参画社会の推進を円滑に図るため、阿見町男女共同参画社会推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町と協働しての参画推進施策の計画及び実施に関すること。
- (2) 基本計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 町長の要請に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画社会の推進に関する重要事項について、調査審議をすること。
- (4) その他男女共同参画社会の推進に関すること。

(組織)

第 14 条 推進会議の委員は、町長が委嘱する 15 人以内の委員(一般公募による委員を含む。)で組織する。

2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(任期)

第 15 条 推進会議の委員の任期は、2 年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第 4 章 雑則

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「阿見町男女共同参画プラン」は、第 8 条第 1 項に規定する基本計画とみなす。